

J I S 認証の手引き

はじめに

この手引きは、一般財団法人日本燃焼機器検査協会(以下「J H I A」という。)が行う JIS マーク表示制度の認証(以下「JIS 認証」という。)について、申請者が製品の JIS 申請から認証の決定まで、認証決定後の維持に係る手続きその他に関する説明書です。

第 1 章 J H I A の JIS 認証

1. 認証の区分及び認証品目

認証可能な品目は、日本工業規格への適合性に関する省令[厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号(平成17年3月30日付)](以下「省令」という。)別表に登録区分される日用品(部門記号Sに分類される鉱工業品)のうち次の品目です。

なお、認証の区分は、品目毎に工場における製造管理等の目的で認証対象製品の型式に付される識別記号(以下「型式の呼び」という。)毎に行います。

- (1) JIS S 2016 (石油こんろ)
- (2) JIS S 2019 (自然通気形開放式石油ストーブ)
- (3) JIS S 2036 (強制通気形開放式石油ストーブ)
- (4) JIS S 2039 (半密閉式石油ストーブ)
- (5) JIS S 2031 (密閉式石油ストーブ)
- (6) JIS S 3018 (石油ふろがま)
- (7) JIS S 3021 (油だき温水ボイラ)
- (8) JIS S 3024 (石油小形給湯機)
- (9) JIS S 3027 (石油給湯機付ふろがま)
- (10) JIS S 2038 (石油燃焼機器用しん)
- (11) JIS S 3020 (石油燃焼機器用油タンク)
- (12) JIS S 3025 (燃焼機器用給排気筒)

2. 当協会の略称

当協会の略称は、「J H I A」を用います。

3. 要員の適格性

当協会は、「検査員規程」に基づき JIS 認証業務の遂行に適格な要員を任命配置し、必要な教育訓練を実施し、信頼性のある認証を行います。

また、当協会は、JIS 認証業務の公共性及び重要性を認識し、当協会服務規則を遵守し、公平・公正かつ厳正に職務を遂行します。

- (1) 検査員は、認証品目の JIS 規格に定められた型式検査及び製品試験を実施します。
- (2) 工場調査員は、品質管理実施状況説明書等の書面調査や JIS 認証に係る製造工場に対する現地工場調査を実施します。

第 2 章 JIS 認証の申し込みから認証の決定まで

JIS 認証の申し込みから認証の決定までの手続き等は、次に従って進めます。

認証の申し込みから認証の決定までの標準的処理期間は、3ヶ月となっています。(ただし、是正処置等に要した期間は除きます。)

1. JIS 認証の申し込み

- (1) 事前にご送付いたします次の書類に必要な事項をすべて記入し、記名捺印の上、(3)の提出書類を添えて申し込み下さい。

- ① JIS 認証契約申し込み書
- ② JIS 認証契約書 (2部)
- ③ 品質管理実施状況説明書

- (2) 認証を申請する品目が複数ある場合は、同一の申し込みにより行うことができます。
- (3) 提出書類は、品質管理実施状況説明書等の書類となります。

なお、品質管理実施状況説明書等は、品質管理実施状況説明書作成要領に従い作成して下さい。

2. 認証契約の締結

- (1) JHIAは、JIS 認証の申し込み後、3.1の契約時工場調査(書類審査)を行います。
- (2) 契約時工場調査の結果が良好な場合には、認証契約の締結を行います。
- (3) 認証契約は、工場毎及び品目毎に行います。
- (4) 認証申請者は、工業標準化法第31条第2項に規定する認証の方法の基準(JIS Q 1001以下「一般認証指針」という。)を遵守する必要があります。
- (5) JIS 認証の手数料及び実費に関する事項は、JIS 認証手数料規程に定めております。

3. 初回適合性評価

3.1 初回工場審査

- (1) 初回工場審査は、次の二つの工場調査で構成しています。
 - ① 申請者から提出された品質管理実施状況説明書等の書類を調査する契約時工場調査
 - ② 認証対象の製品に係る工場の実態並びに製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法及びその他品質管理の保持に必要な条件について調査する初回工場調査
- (2) 調査は、工場ごと、品目ごとに行います。
- (3) 認証申請者とあらかじめ協議したうえで工場調査計画書を作成し、工場調査実施通知書に

添えて送付した後に行います。

- (4) 工場調査実施通知書に記載の日程等を受諾した場合は、工場調査受諾書等を提出していただきます。
- (5) 不適合が発見された場合は、是正処置を行っていただきます。

3.2 初回製品試験

- (1) 初回製品試験は、JIS 型式検査申請書を提出していただき、認証対象の製品について初回工場調査時に当協会が抜き取った試料で J I S 規格への適合性を確認するため初回製品試験を行います。
- (2) 初回製品試験は、「型式検査」によって工場、品目及び型式の呼び毎に行います。
- (3) 型式検査の結果を通知するまでの標準的処理期間は、型式検査申請の受付日から 30 日以内です。

第 3 章 認証の決定

(1) 評価

初回工場審査及び初回製品試験の結果について判定委員会で評価いたします。

(2) 認証の決定

評価結果に基づき認証の決定を行います。

(3) 証明書の交付

認証の決定を行った場合には、有効期限を付した証明書を交付いたします。

第 4 章 認証維持審査

- (1) 認証維持審査は、認証維持工場審査及び認証維持製品試験で構成します。
- (2) 認証維持審査は、JIS 認証契約証明書を交付した日から起算して、3 年毎に 1 回以上の頻度で行います。
- (3) 認証維持工場審査及び認証維持製品試験は、初回工場審査及び初回製品試験における審査項目を基本に必要な項目について実施します。

1. 認証維持工場審査

- (1) 認証維持工場審査は、3 年毎に 1 回以上、認証維持工場調査として、工場ごと、品目ごとに行います。
- (2) 認証維持工場調査は、工場の生産条件の維持及び品質管理の実施状況等について行います。
- (3) 認証維持工場調査は、認証申請者とあらかじめ協議したうえで工場調査計画書を作成し工場調査実施通知書に添えて送付した後に行います。

- (4) 工場調査実施通知書に記載の日程等を受諾した場合は、工場調査受諾書等を提出していただきます。
- (5) 不適合が発見された場合は、是正処置を行っていただきます。

2. 認証維持製品試験

- (1) 認証維持製品試験は、JIS 認証維持製品検査申請書を提出していただき、認証対象の製品について認証維持工場調査時に当協会が抜き取った試料で J I S 規格への適合性を確認するため行います。
なお、認証維持製品検査時に認証対象製品を生産していない場合は、生産再開時期を協会に申し出て下さい。
- (2) 認証維持製品試験は、3年毎に1回以上、認証維持製品検査として、工場ごと、品目ごとに行います。
- (3) 認証維持製品試験の結果を通知するまでの標準的処理期間は、認証維持製品検査の申請の受付日から30日以内です。

3. 臨時の認証維持審査

認証対象製品の仕様の変更及び追加並びに品質管理体制の変更を行う際は、事前に協会に申し出て下さい。変更及び追加する内容に応じて、臨時の認証維持審査を認証維持工場調査及び認証維持製品検査に準じて実施いたします。

第5章 JIS 認証の契約の終了

- (1) 認証契約を終了する場合は、JIS 認証契約解除届を提出下さい。
- (2) 認証契約が終了した場合は、申請者へ認証契約を解除した旨の通知を行います。

第6章 JIS 認証の取消

次のいずれかに該当することとなった場合、JIS 認証取消通知書により認証製品の一部又は全部について認証を取り消すことがあります。

また、協会は、認証を取り消した場合、その旨を公表するとともに、該当する製品の認証表示の除去又は消印を求めます。なお、必要な場合には、該当する製品の製造時期、数量、除去又は消印した認証表示の数量、除去作業の状況報告等を求めます。

- (1) 認証製品が一般認証指針に適合しないことが判明したとき
- (2) 不正な手段により認証を受けたことが判明したとき
- (3) 認証製品以外の機器に認証表示を行い、出荷したことが判明したとき
- (4) 認証契約に違反したとき

第7章 異議、苦情等の申立て

1. 異議

- (1) 試験又は工場調査の結果等について異議があるときは、その理由を記した書面により協会に申し立てをすることができます。
- (2) 異議の申立ての期間は、結果を交付した日の翌日から起算して30日以内に届け出たものに限ります。
- (3) 協会は、異議の申立てがあった場合、これを受理した旨を申立者に通知し、内部規程に従って処理し、苦情等処理会議で審議が行われ、速やかに結果及び終了を通知します。
- (4) 回答結果に同意できない場合は、処理の結果を交付した日の翌日から起算して、30日以内に紛争の申し立てをすることができます。

2. 苦情

- (1) 協会が行う認証業務で処理した認証製品に関し、第三者が不満、被害状況等の理由を明確に示し、協会に苦情の申し立てをすることができます。
- (2) 協会は、苦情の申立てがあった場合、これを受理した旨を申立者に通知し、内部規程に従って処理し、苦情等処理会議で審議が行われ、速やかに結果及び終了を通知します。
- (3) 回答結果に同意できない場合は、処理の結果を交付した日の翌日から起算して、30日以内に紛争の申し立てをすることができます。

3. 紛争

- (1) 異議又は苦情の処理に不服があるときは、その理由を記した書面により協会に申し立てをすることができます。
- (2) 紛争の申立ての期間は、異議又は苦情の処理の結果を交付した日の翌日から起算して、30日以内に紛争の申し立てを行うことができます。
- (3) 紛争の処理にあたっては、第三者の委員で構成する紛争処理会議で審議が行われ、速やかに結果及び終了を通知します。

(平成26年10月現在)